

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則……………	(人事課)	1
○北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則……………	(人事課)	12
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	13
訓 令		
○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	14
道議会告示		
○北海道議会議事規則の一部を改正する規則……………		15
道人事委員会規則		
○退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則……………		15

規	則
北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則をここに公布する。 平成21年10月16日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第88号	
北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則 (退職手当支給制限処分書の様式)	
第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第14条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第1号様式のとおりとする。	

2 条例第14条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第2条 条例第13条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

2 条例第13条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

3 条例第13条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

4 条例第13条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
(退職手当返納命令書の様式)

第3条 条例第15条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 条例第15条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は条例第16条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

(条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第4条 条例第17条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第5条 条例第17条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

2 条例第17条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第12条第2項の書面の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 退職手当の返納に関する規則(平成5年北海道規則第40号)

(2) 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則(平成9年北海道規則第134号)

別記第1号様式（第1条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項
第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全
部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととします。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日） 年 月 日

（退職時の所属）

（退職時の職名）

（退職時の給料月額）

（ 職 級 円
号俸）

（支給制限処分の理由）

（北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 勤続期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式（第1条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日	
様	
(退職手当管理機関) 印	
第14条第1項 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定により、一般の退職手当等の全 第14条第2項 部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととします。	
記	
金	円
(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円
(裏面)	
(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	

(北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	
教 示	
1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。	
2 1の不服申立てに対する決定(裁決)についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。	
3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日(1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、 となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
備考1 勤続期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	
2 不要の文字は、抹消すること。	
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	
別記第3号様式(第2条関係)	
(表面)	
退職手当支払差止処分書	
年 月 日	
様	

(退職手当管理機関)

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年 月	

(裏面)

(退職時の所属)			
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 円 号俸)		
(支払差止処分の理由)			
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）			

3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 勤続期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式（第2条関係）

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤務期間)		年 月	

(裏面)

(退職時の所属)			
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	円	
	(職 級 号俸)		
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)			
(思料される犯罪に係る罰条：)			
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、北海道職員等の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、北海道職員等の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合			

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該

不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。

- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 勤務期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式（第2条関係）

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤務期間)		年 月	

(裏面)

(退職時の所属)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級	円 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、北海道職員等の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6年を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、北海道職員等の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁

決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 勤続期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式（第2条関係）

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級	円 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)		

(支払差止処分の取消し)
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

1 この処分を受けた者が北海道職員等の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合

2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。

2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 勤続期間とは、北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式（第3条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

北海道職員等の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命じます。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（北海道職員等の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式（第3条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



北海道職員等の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命じます。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（北海道職員等の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 不要な文字は、抹消すること。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第9号様式（第4条関係）

（表面）

北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



次の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中

に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、次の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（次の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（裏面）

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第10号様式（第5条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

第17条第1項

北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者に対

第17条第3項

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命じます。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

第17条第1項

（北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業者

第17条第3項

退職手当額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）

（北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情
に関し勘案した内容についての説明）

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消し

の訴えを提起することができなくなります。
備考 1 不要な文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

別記第11号様式（第 5 条関係）

（表面）
退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第 4 項
第17条第 5 項の規定により、退職手当の受給者に対
し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命じます。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第 4 項 第17条第 5 項の規定により控除される失業者 退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）

（納付命令の理由）

（北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第 1 項及び第17条第 6 項で定める事情
に関し勘案した内容についての説明）

教 示

- この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 1 の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不
服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以
内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1 又は2 による不
服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったこ
とを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代
表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消
しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁
決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分、決定
又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消し
の訴えを提起することができなくなります。

備考 1 不要な文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第89号

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（趣旨）

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第14条第3項又は第15条第4項（条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関（条例第11条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手続については、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項及び第17条第8項において準用する北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「準用行政手続条例」という。）第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって条例に照らし条例第14条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 準用行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

（意見の聴取の期日等の変更）

第3条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までに準用行政手続条例第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び第5条に規定する参考人に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第4条 準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名、住所及び当該意見の聴取に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（参考人）

第5条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下単に「参考人」という。）に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求めることができる。

（文書等の閲覧の手続）

第6条 準用行政手続条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を退職手当管理機関に提出してこれを行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 退職手当管理機関は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、退職手当管理機関は、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（準用行政手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第7条 準用行政手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は

主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他の事由により継続して意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 準用行政手続条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、準用行政手続条例第22条第2項（準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第9条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（意見の聴取の期日における審理の公開）

第10条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めたときは、意見の聴取の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、退職手当管理機関は、当事者、参加人（その時までに準用行政手続条例第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法等）

第11条 準用行政手続条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（意見の聴取調書及び報告書の記載事項）

第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければな

らない。

（1）意見の聴取の件名

（2）意見の聴取の期日及び場所

（3）主宰者の氏名及び職名

（4）意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項及び第3項において「当事者等」という。）並びに参考人の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の氏名及び職名

（5）意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

（6）当事者等、参考人及び退職手当管理機関の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

（7）証拠書類等が提出されたときは、その標目

（8）その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

（1）意見

（2）不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

（3）理由

（意見の聴取調書及び報告書の閲覧の手続）

第13条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする意見の聴取調書又は報告書の件名を記載した書面を、意見の聴取の終結前にあっては意見の聴取の主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては退職手当管理機関に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は退職手当管理機関は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則（北海道行政組織規則の一部改正）

第1条 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項の表の職員賞罰及び賠償審査委員会の項中「及び法」を「、法」に改め、「賠償責任等」の次に「及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）に規定する退職手当の支給制限等」を加える。

（退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部改正）

第2条 退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第6条の4及び第8条第2項第2号」を「及び第6条の4」に改める。

第7条第1項第3号中「第7条の4第1項」を「第8条第1項」に、「第7項」を「第5項」に、「第7条の5第1項」を「第8条の2第1項」に改め、同号エ中「第7条の4第5項若しくは第6項、第7条の5第4項、第8条第3項又は第13条」を「第19条」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第21条」に改める。

別記第1号様式（第2面）中

㊴ 退職時に支給された退職手当

を

㊴ 退職時に支払われた一般の退職手当等の額

に改め、同様式（第3面）中

- | | |
|--------------------------|---|
| 3 | 所属長からの働きかけによるもの |
| ☐ | (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 |
| ☐ | (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 |
| ☐ | (3) 退職勧奨 |

を

- | | |
|--------------------------|---|
| 3 | 所属長からの働きかけによるもの |
| ☐ | (1) 懲戒免職等処分 |
| ☐ | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 |
| ☐ | (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職 |
| ☐ | (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 |
| ☐ | (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 |
| ☐ | (6) 退職勧奨 |

に

改め、同様式末尾欄外の失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の事項中「支給した一般の退職手当の額（予告を受けない退職者の退職手当の支給を受けた者にあつては、一般の退職手当とそれとの合計額）」を「に支払った一般の退職手当等の額」に、「予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由」を「一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨」に改める。

別記第4号様式（表面）中「及び次の期間失業していたこと」を削る。

附 則

- この訓令は、平成21年10月16日から施行する。
- この訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程第4条第1項の規定に基づき交付された失業者の退職手当受給資格票は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程第4条第1項の規定に基づき交付された失業者の退職手当受給資格票とみなす。
- この訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程第9条の規定に基づき提出

された失業者の退職手当支給申請書は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程第9条の規定に基づき提出された失業者の退職手当支給申請書とみなす。	
道 議 会 告 示	
北海道議会告示第5号 昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。 平成21年10月16日 北海道議会議長 石 井 孝 一 北海道議会会議規則の一部を改正する規則 北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。 第126条第1項ただし書を削り、同条第2項中「事項」の次に「（以下次項において「派遣決定内容」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。 3 緊急を要する場合は、議長において派遣又は派遣決定内容の変更等を決定することができる。 4 議員の派遣に関する事務の取扱いについて必要な事項は、議長が別に定める。 別表北海道議会基本条例検討協議会の項を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
道 人 事 委 員 会 規 則	
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則をここに公布する。 平成21年10月16日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則11－22 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第11条第2号（北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。）及び第18条第5項（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例に	
よることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号に規定する退職手当管理機関及び条例第18条第1項（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する退職手当の支給制限等の処分に關し必要な事項を定めるものとする。 （退職手当管理機関） 第2条 北海道知事等の退職手当に関する条例第6条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合における知事を退職した者に係る条例第11条第2号本文の人事委員会規則で定める機関は、知事とする。 （申立てを行う意思の有無の確認） 第3条 人事委員会は、条例第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第4項において準用する場合を含む。）による処分について、条例第18条第1項の規定により退職手当管理機関からの諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者に対し、条例第18条第2項（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申立てを行う意思の有無を確認するものとする。 2 人事委員会は、前項の規定による確認をするときは、当該処分を受けるべき者に対し、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「陳述書等」という。）を提出することができることを教示するものとする。 （口頭で意見を述べる旨の申立て） 第4条 条例第18条第2項の申立ては、別記第1号様式により行うものとする。 （口頭意見陳述の通知） 第5条 人事委員会は、条例第18条第2項の申立てを受けたときは、口頭で意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述」という。）の日時及び場所を当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知するものとする。 2 前項の規定による口頭意見陳述の通知は、その期日と通知の日の間に14日以上の間を置いて、書面で行うものとする。 （口頭意見陳述の日時の変更）	

第6条 申立人は、指定された日時に口頭意見陳述に出席できないときは、別記第2号様式により、当該日時の変更を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、口頭意見陳述の期日の7日前までに、その理由を記載した書面を人事委員会に提出しなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定による申立てがあった場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、新たな日時を指定しなければならない。

（口頭意見陳述の申立ての撤回）

第7条 申立人は、審査が終了するまでは、いつでも、口頭意見陳述の申立てを撤回することができる。

2 前項の規定による撤回は、別記第3号様式によりしなければならない。ただし、申立人が口頭意見陳述に出席しているときに口頭で告知する場合は、この限りでない。

（代理人の選任、解任等）

第8条 申立人は、代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。

2 申立人は、前項の規定により代理人を選任したときは、別記第4号様式により、人事委員会に届け出なければならない。

3 前項の規定により代理人を選任したときに届け出た事項に変更を生じた場合には、申立人又は代理人は、速やかに、別記第5号様式により、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

4 申立人の代理人が2名以上ある場合において、申立人は、主任代理人1名及び副主任代理人1名を選任して、人事委員会に届け出なければならない。

5 申立人は、代理人に対して次条第1項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、別記第6号様式に委任状その他特別の委任の内容を証明した書面を添付して、人事委員会に届け出なければならない。

6 申立人は、代理人を解任したときは、別記第7号様式により、人事委員会に届け出なければならない。

7 人事委員会は、口頭意見陳述の円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため必要があると認めるときは、口頭意見陳述に出席する代理人の数を制限することができる。

（代理人の権限）

第9条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

2 代理人のした行為は、申立人が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

（文書の送付）

第10条 文書の送付は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事

業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を北海道庁の掲示場に掲示してするものとする。この場合において、掲示された日から14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申立人 住 所

氏 名

㊟

北海道職員等の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、口頭で意見を述べたいので、申し立てます。

記

1 職員であった者

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 退職年月日

(4) 申立人との関係

2 受けることとなる処分の概要

(1) 処分の種類（ 納付命令 ・ 支給制限 ）

(2) 処分の内容

3 意見陳述手続の公開又は非公開の別

公 開 ・ 非公開

理由（

）

備考 記載事項3の欄において、期日への出頭に代えて陳述書等を提出する場合は、非公開

を選択し、理由にその旨を記載すること。 別記第2号様式（第6条関係） 口頭審理期日変更申立書 年 月 日 北海道人事委員会 様 申立人 氏名 ㊞ 年 月 日付けで申立てを行った事案の口頭意見陳述の期日について、次のとおり変更されるよう、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第6条第1項の規定により、申し立てます。 記 1 変更を申し立てる口頭意見陳述の期日 2 変更申立ての理由 3 変更後の希望期日 備考 1 口頭意見陳述の期日の7日前までに人事委員会に提出すること。 2 記載事項2の欄は具体的に記入し、変更申立ての理由を証明する資料があれば、添付すること。 3 記載事項3の欄は、可能な限り複数の希望期日を記載すること。 別記第3号様式（第7条関係） 口頭意見陳述申立て撤回届 年 月 日 北海道人事委員会 様 申立人 氏名 ㊞ 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第7条第1項の規定により、口頭意見陳述の申立てを撤回します。 別記第4号様式（第8条関係） 代理人選任届出書 年 月 日 北海道人事委員会 様 申立人 氏名 ㊞ 年 月 日付けで申立てを行った事案について、次のとおり代理人を選任し、口頭意見陳述に関する一切の権限（申立てを取り下げる権限を含む。）を委任しましたので、退職	手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第2項の規定により、届け出ます。 記 1 代理人氏名 2 住所 3 職業 4 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号 5 電話番号及びファクシミリの番号 備考 1 不要な文字を抹消して使用すること。 2 委任状の写しを添付すること。 別記第5号様式（第8条関係） 代理人届出事項変更届出書 年 月 日 北海道人事委員会 様 申立人（又は代理人）氏名 ㊞ 年 月 日付けで申立てを行った事案について、年 月 日付けで届け出た代理人選任届出書の記載事項に変更を生じたので、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。 記 別記第6号様式（第8条関係） 代理人特別委任（撤回）届出書 年 月 日 北海道人事委員会 様 申立人 氏名 ㊞ 年 月 日付けで申立てを行った事案について、次の代理人に対して申立てを取り下げる権限の委任（委任の撤回）をしましたので、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第5項の規定により、届け出ます。 記 代理人氏名 備考 1 不要な文字を抹消して使用すること。 2 特別の委任の内容を証明する書面（委任状の写し等）を添付すること。
---	---

別記第7号様式（第8条関係）

代理人解任届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申立人 氏名 ㊟

年 月 日付けで申立てを行った事案について、次の代理人を解任しましたので、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第6項の規定により、届け出ます。

記

代理人氏名
